

# フランスにおける大学の準無償制を巡る諸課題と対応

広島大学 高等教育研究開発センター 副センター長・准教授 **大場 淳**

フランスには多様な高等教育機関があるが、学生の大半を受け入れるのは大学（<sup>ユニベルシテ</sup>université）である。大学には、原則として、バカロレアに合格した者全てが無試験で入学することが出来、学生納付金がほぼ皆無といった準無償制が採用されている。加えて、奨学金は貸与ではなく給付であり、低所得層への配慮が手厚いことは日本とは対照的である。

本稿では、大学における学生納付金の状況、奨学金制度、準無償制を巡る議論や大学の対応を概観し、最後に日本への示唆を検討する。

## 1. 学生納付金と奨学金 ▼

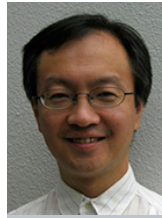
### (1) 大学の学生納付金

フランスでは大学に入学した学生が義務的に支払う納付金は、登録料（frais d'inscription）と保険料のみである。日本の大学が課している入学金はない。登録料は毎年の予算策定時に国が定めるが、2018-2019年度は学士課程（licence）が184ユーロ、修士課程（master）が256ユーロ、博士課程（doctorat）が391ユーロの予定である。保険料は一律に217ユーロである（2017-2018年度）。2013年までは登録料は毎年値上げされてきたが、その額は2014年から変わっていない（図1）。

学生納付金が低廉であることに加えて、社会保障を受ける家庭の出自者には登録料及び保険料が

career

Jun OBA ●



文部（科学）省、経済協力開発機構（OECD）等で勤務した後、平成13年に現職。平成26年から副センター長。昭和63年から平成2年にトゥルーズ大学（第三期課程）留学。平成19年、パリ第10大学で客員教員を務めた。著作に、『フランス教育の伝統と革新』（分担執筆、大学教育出版、平成21年）、『Les universités au risque de l'Histoire: Principes, configurations, modèles』（分担執筆、PUN - Éditions universitaire de Lorraine、平成26年）『L'organisation du système éducatif japonais 2017』（RIHE、平成30年）などがある。

免除される。このような準無償制がフランスで採用されているのは、それが高等教育への進学機会を全ての者に保障するための手段と捉えられているためである。しかしながら、高等教育の大衆化を迎えて必要とされる経費が大幅に増加し、大学の予算不足が顕著になった20世紀末から、準無償制に対する考え方は変わってきている（Aghion & Cohen, 2004）。2001年の年次総会で大学長会議は、「大学が提供する高等教育は公役務（service public）であるものの、公役務が必然的に無償で

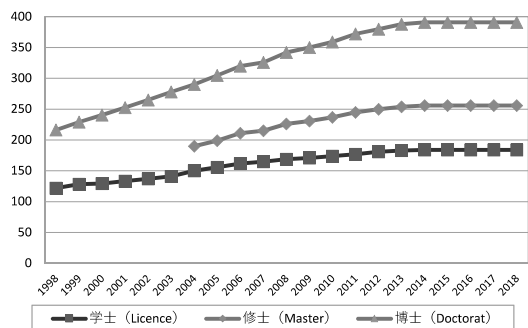


図1 大学の登録料の推移 (学士・修士・博士課程)  
出典：高等教育担当省の資料を基に作成

はない」と結論付け、従来タブーと捉えられていた準無償制の見直しを示唆した。

しかしながら、大学への学費導入に対する学生の抵抗は強く、これまでに準無償制見直しの検討が政策課題として具体化したことはない。2007年の大学の自由と責任に関する法律（Loi relative aux libertés et responsabilités des universités : LRU）制定<sup>1</sup>に際しては、法案反対を掲げる学生団体に対して、政府が学生支援の拡大と併せて登録料には手を付けないことを約束することによって初めて反対撤回が可能となった（大場, 2010）。

## (2) 奨学金

国が支給する奨学金（bourses）は貸与ではなく給付である。奨学金は大学を通じてではなく、国が設置する学生支援組織である地方学生支援センター（centre régional des œuvres universitaire et scolaire : CROUS）が一括して管理している。奨学金の大半は学力等を問わない社会的基準<sup>2</sup>に基づく奨学金（bourses sur critères sociaux）であり<sup>3</sup>、これも高等教育の準無償制を側面から支える柱の一つとなっている。社会的基準に基づく奨学金の受給者数は継続的に増加しており、2016-2017年度は675,472人の学生（大学外の高等教育機関を含む）が対象となった。

社会的基準に基づく奨学金は28歳以下の学生を対象とし、家庭の収入や子供数、自宅（実家）からの距離の基準を満たせば受給する資格を有する。給付額は当該基準によって決められる段階に応じて、最低額（第0bis段階）1,009ユーロから最高額（第7段階）の5,561ユーロである<sup>4</sup>（2016-2017年度）。給付は自動ではなく、希望者は学生家庭状況調査（dossier social étudiant : DSE）に必要事項を記入し、必要な証明書とともにCROUSに提出しなければならない。DSEは学生寮への申

請書も兼ねており、奨学金受給者には優先的に入寮が認められる（受給者間では先着順に受付）。

国以外にも地方公共団体が支給する奨学金も存在する。その給付基準や給付額は団体によって異なるが、その主たる目的は地域での人材育成や他地域からの人材獲得などであり、国の制度とは一線を画している。

## 2. 準無償制を巡る諸課題

大学の準無償制は、進学機会を保障するための措置の一環であり、フランス高等教育制度の根幹の一つであるが、幅広く支持を受ける一方で様々な批判が存在する。以下に主たる批判として4点を取り上げ、準無償制への大学の対応を紹介する。

### (1) 準無償制への批判

第一は、大学の収入が少ないことから生じる深刻な予算不足である。施設整備や更新が不十分であること、教育プログラムや学生支援が量的・質的に不足していること、研究成果が低いことの理由として、その真偽はともかく、準無償制に起因する大学の財政的困難が頻繁に挙げられている。フランスの高等教育費は対GDP比で日本を若干下回る程度であるが、1%以上は公的資金から出されており（日本は0.5%程度）、政府の財政状況が大学の財務に大きく反映される。近年の政府財政緊縮の中で、RCE（前述）移行後に支払い不能に陥って国の直接の管理下に大学が置かれる事態も生じている。また、教育の質の低さ（特にST比の観点から）や学習支援の貧弱さが留年・退学が多いことの主要因とする指摘も少なくない（Guénette, 2015）。

第二の批判は準無償制が、奨学金給付と結び付いて、一部の若年者の資金獲得のための手段

として用いられていることである。前述の通り社会的基準を満たせば成績に関係なく奨学金を受けられることから、登録のみをして実際には大学には来ない「幽霊学生 (étudiants fantômes)」が一定数存在する。奨学金継続には授業への出席が求められるものの、全ての授業で出欠が取られる訳ではない。大学への進学後、希望者多数で受講登録ができなかった学生からは開講時に

空席が目立つことへの批判が頻繁に聞かれ、幽霊学生対策として授業料徴収を挙げる者が少なくない。他方において準無償制は、転学等による進路変更を容易にし、適切な教育を与える機会を幅広く提供しているといった指摘もある (Guénette, 2015)<sup>5</sup>。

第三は、準無償制は所得再配分において逆進的であることへの批判である。すなわち、高等教育進学者の裾野は拡大されたものの、それは低所得層の多くまでには至っておらず、準無償制の利益の多くは中間層以上に渡っているとする指摘である。こうした批判は、将来的に高い収入が得られる確率の高い医歯薬系 (特に医学) について強い。

最後は、フランス国民の税金で維持される準無償制の利益がフランス国民のみならず、外国人にも適用されることへの批判である。制度的には、欧州連合 (EU) 内では無差別が原則であるので EUからの留学生を対象として授業料を徴収することは不可能であるが、EU外から来る留学生に授業料を課すことは国内法整備によって可能である。EU諸国ではEU外の学生から経費に見合った授業料を徴収する国が増えているが、フランスにおいても2015年のフランス戦略庁 (France Stratégie)<sup>6</sup>の高等教育国際化についての報告書は、博士課程を除いて経費相当の学費を徴収す

## La grande misère des universités françaises

LES UNIVERSITÉS FRANÇAISES traversent une crise grave, dont s'inquiètent de nombreux responsables de l'enseignement supérieur. Plusieurs conseils d'administration d'universités (Nantes, Rouen, La Rochelle, Poitiers...) ont agité la menace de ne pas voter leur budget, pour protester contre l'insuffisance de leurs moyens. Lors des assises qui se sont tenues les jeudi 22 et vendredi 23 janvier, les principaux syndicats d'enseignants et d'étudiants ont réclamé un « plan d'urgence ». Restrictions de chauffage, limitation des déplacements des enseignants, absence de création de postes : Le Monde dresse le tableau de cette grande misère des universités. Selon un classement international, la meilleure université française (Paris-VI) n'apparaît qu'au 65<sup>e</sup> rang mondial. Son président, Gilbert Bérégovib, appelle à une « prise de conscience (...) par les plus hautes autorités de l'Etat » de la gravité de la situation.



► Près de l'asphyxie, plusieurs universités ont menacé de ne pas voter leur budget  
► Syndicats étudiants et enseignants pour un « plan d'urgence »  
► Enquête sur le délabrement des établissements  
► La meilleure fac française reléguée au 65<sup>e</sup> rang mondial

Lire page 12

図2 フランスの大学が大きな財政的困難を抱えることを伝える記事 (2004年1月24日付ル・モンド紙)

ることを提言した。しかし、その後には高等教育担当省によって取りまとめられ政府で承認された国家高等教育戦略 (Stratégie nationale de l'Enseignement supérieur : StraNES) は、フランスへの留学生の多くが旧植民地を中心とするアフリカ諸国出身者であることに配慮しつつ、前述提言の「市場モデル」を否定し、準無償制を全世界の学生を対象とした「収入に関係ない奨学金」と見做すべきとしている (大場, 2016)。

### (2) 大学の対応

上記のような批判にも関わらず準無償制は今日まで維持されており、その間大学は学位取得を目的としない教育プログラム開設、大学外の学修・経験の単位・学位認定 (略してVAE/VAP)、産学連携、寄附金獲得等によって収入の拡大を図ってきた。しかしながら、これらの活動拡大には限界があり、また、米国と異なって寄附文化はフランスには根付いておらず、寄附金増加も多くは期待できない (Buhler, Light & Charhon, 2003)。

こうした中で、学生への付加的なサービス等に対して料金を徴収する大学が増えている。学生団体はかかる料金設定を強く批判しており、フランス全国学生連合 (Union nationale des

étudiants de France : UNEF) の2014年の調査では、2割程度の14大学が「違法な登録料徴収」を行っていると言われた。そのうち最も高かったのは、グルノーブル第二大学<sup>7</sup>附設企業経営学院 (institut d'administration des entreprises : IAE) が情報メディア機器利用に課した800ユーロである。UNEFは、当該機器利用はプログラム履修に実質的に義務的であるとして違法な料金と位置付けた。全面的ではないものの学生の批判には政府も同調しており、2008年にはベクレス高等教育・研究大臣が大学に対して学位授与に不可欠な追加的教育活動に料金を課すことは禁じられている旨表明した。

学位プログラムにおいても、通常を上回る登録料を設定するプログラムが拡大している。二重学位 (double diplôme) 等のプログラムが相当するが、同時に選抜を実施することが多く、準無償制・非選抜性を崩すものといった批判がある。これらは例外であるが、準無償制の制約を抜本的に解消する手段の一つが、通常の大学から特別高等教育機関 (grand établissement) への地位変更である。但し、当該地位変更は例外的にしか認められず、これまでに2004年のパリ＝ドフィーヌの例があるのみである<sup>8</sup>。同大学 (学士課程) では、最大で7,500ユーロ/年 (ドフィーヌ＝マドリッド・グローバル学士課程の1～2年目) の学費を課す一方で、通常のプログラムにおいては、家庭の収入に応じて免除 (総粗収入4万ユーロ未満) から2,200ユーロ (同160千ユーロ超) の間で学費を徴収している (金額は2017-2018年度)。

### 3. 結語 ▼

ここまでフランスの大学準無償制を概観し、それが高等教育制度の根幹の一つであるものの、幾

つもの課題を抱えていることを見た。確かに準無償制は高等教育の大衆化に寄与したが、低所得層からの進学率は高所得層のそれよりも遥かに低く、しかも選抜のない大学への進学が多い。その一方で、ほぼ無償の大学は資金不足の中で質の高い教育や十分な学生支援を提供することが出来ず、それが留年・退学率が高い主原因の一つとなっている (しかも低所得層の学生に留年・退学が多い)。そのような状況の下で大学は、様々な手段で収入拡大を図っている。大学ではないものの授業料を徴収していなかったグランド・ゼコールの一つであるパリ政治学院 (シアンス＝ポ) は2003年に学費導入を決め、家庭の収入に応じて0～4,000ユーロ/年を徴収する一方で、奨学金、住居費補助、学生支援等を充実することとした<sup>9</sup>。

学費を始めとする学生納付金の高額化と教育や学生支援の充実は、一般に連動するものである。前者無くして後者の充実を図ることは、高等教育が公務務とされているフランスにおいても困難であることが見て取れる。学生支援は高額な学費を徴収する米国において特に発達しており、その例からも、教育・学生支援の充実が学生納付金の上昇を伴うのは避け難いと受け止められよう。但し、フランスにおいては、大学の学生納付金収入を増やすのではなく、学生一人当たりの公的支出が他の高等教育機関において高いことに鑑みて、その平準化を図ることによって大学の教育・学生支援の質的向上を図るべきといった意見も存在する (Flacher, Harari-Kermadec & Moulin, 2012)。そのような考え方は、機会均等を求める立場の者に多く支持されている (Vinokur, 2009)。

翻って日本であるが、フランスの経験に鑑みれば、高等教育進学の裾野拡大は (準) 無償制によっても十分には図れず、特に選抜性の高い大学への進学が困難であることは変わらないであろう。日

本においても既に低所得層には授業料免除等が図られており、無償化すれば逆進性の問題が生じるのはフランスと同様である。むしろ高校段階までの学習支援や大学入試における特別選抜とその後学習支援といった積極的な支援措置の方が無償化よりも有効であると思われる。

仮に高等教育の無償化が実施されても総予算（公私の合計）が拡大されなければ教育・学習支援の質的向上は期待できず、同額に止まった場合でも公的資金に付随する説明責任担保等に伴う負担（評価や会計検査等）が発生・拡大し、その質的低下をもたらす可能性が高い。更に公的資金拡大に伴って高等教育政策が大学の活動を一層制約し、多様で自律的な活動を展開するに際して大きな妨げとなる虞がある。実際、高等教育の無償化に関する日本政府提案に対して、大学自治の侵害あるいは学問への干渉といった批判が新聞社説等で多く見られる。フランスの大学が自律性拡大後も効率的に運営できないのは公的資金や規制、評価制度等に伴う制約に多分に起因しており、この点は日本の国立大学法人制度の運用に通じるものがある。仮に無償化を実施するのであれば、総予算の充実と併せて公的資金等に伴う制約の低減を検討すべきではないだろうか。

#### 【注】

1. 日本の国立大学法人化に相当する改革である。自律性が拡大した新制度「拡大した責任と能力（responsabilités et compétences élargies : RCE）」への移行は漸次的に行われ、全ての大学に適用されるまでに数年を要した。
2. 学業成績は支給に影響しないが、正当な理由無く欠席が続く場合は奨学金が停止され、その間に給付を受けた金額を返還しなければならない。また、学士課程（3年、180単位）の1～2年目は単位取得数にかかる要件はないが、3年目に進級する際には60単位以上を取得していなければならない。なお、標準在学期間を超える4年目及び5年目の給付を受けることも可能であるが、その場合、120単位以上を取得している必要がある。
3. 国の奨学金予算は約200億ユーロ（2016年）であるが、

その94%は社会的基準に基づく奨学金である（Adnot, 2016）。

4. 長期休暇期間を除く10箇月基準の支給額。12箇月基準の支給額は1,211～6,661ユーロである。
5. 但しGuénette（2015）は、留学・退学が多いことの主たる理由として併せて大学の非選抜性を挙げている。そして、不適切な進路選択は主に非選抜性から生じていることを示唆する。
6. 内閣における政策についての調査研究組織。
7. 現在は近隣の大学と統合しグルノーブル大学となっている。
8. ナンシーとメスの高等教育機関が統合して2012年に設置されたロレーヌ大学も特別高等教育機関であるが、大学以外の高等教育機関を統合の対象として含んだことから例外的措置として当該地位が与えられたものである。同大学を除いて統合された全大学は通常の大学の地位（略号でEPSCP）を有しているが、ロレーヌ大学の登録料・選抜についての取扱は他のEPSCPとほぼ同じである。
9. シアンス＝ポは非常に選抜性の高い高等教育機関である。授業料徴収に先立つ2001年から貧困地域の高校在学者を対象として、通常の学力試験に基づかない特別選抜制度を設け、（エリート）高等教育の裾野の拡大を図っている（園山, 2004）。

#### 【参考文献】

- 大場 淳（2010）「フランスの大学改革—サルコジ＝フィヨン政権下での改革を中心に—」『大学論集』41, 59-76頁。
- 大場 淳（2016）「フランス：高等教育の国際化の特色と課題」松塚ゆかり編『国際流動化時代の高等教育：人知のモビリティを担う大学』ミネルヴァ, 51-76頁。
- 園山大祐（2004）「フランス高等教育におけるアフーマティブ・アクションの導入—パリ政治学院の「多様性の中にみる優秀性」に関する一考察」『日仏教育学会年報第10号』, 100-111頁。
- Adnot, P. (2016). *Le contrôle des conditions de maintien des droits des étudiants boursiers : le scandale des « copies blanches »* (rapport d'information n° 729). Paris: Sénat.
- Aghion, P., & Cohen, É. (2004). *Éducation et croissance*. Paris: La documentation française.
- Buhler, P., Light, P. C., & Charhon, F. (2003). *L'économie du don et la philanthropie aux États-Unis et en France : Analyse comparée*. Paris: Ifri.
- Guénette, J. (2015). Les effets pervers de la gratuité de l'université. *Contrepoint*, 19 septembre.
- Flacher, D., Harari-Kermadec, H., & Moulin, L. (2012). Faut-il (vraiment) augmenter les frais d'inscription à l'université ?. *Revue française d'économie*, 27 (3), 145-183.
- Vinokur, A. (2009). *Un autre partage des coûts pour sauver le service public de l'enseignement supérieur ?*. Document de travail.